

横須賀市ひとり親家庭等日常生活支援事業実施要綱

(総則)

第1条 ひとり親家庭等に対して生活援助及び子育て支援を行う横須賀市ひとり親家庭等日常生活支援事業（以下「事業」という。）のサービスの提供については、サービス等提供規則（平成12年横須賀市規則第2号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「ひとり親家庭等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第6条第1項に規定する配偶者のない女子が現に同条第3項に規定する児童を扶養している家庭
- (2) 法第6条第2項に規定する配偶者のいない男子が現に同条第3項に規定する児童を扶養している家庭
- (3) 法第6条第4項に規定する寡婦
- (4) 離婚協議中、離婚調停中、離婚裁判中等離婚を前提に配偶者と別居している離婚前の女子又は男子が法第6条第3項に規定する児童を扶養している家庭

(委託)

第3条 市長は、事業の一部を母子・父子福祉団体、保育事業者、介護事業者等（以下「受託事業者」という。）に委託して行うものとする。

(対象家庭等)

第4条 事業のサービスを受けることができる対象家庭等は、市内に住所を有するひとり親家庭等であって、技能習得のための通学、就職活動等自立支援に必要な事由又は疾病、出産、看護、事故、災害、冠婚葬祭、残業、転勤、出張、学校等の公的行事の参加等社会通念上必要と認められる事由により、一時的に生活援助及び子育て支援が必要な家庭等並びに生活環境の激変により、日常生活を営むのに特に大きな支障が生じている家庭等とする。

(サービスの種類及び内容)

第5条 サービスの種類及び内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 生活援助 家事、介護その他の日常生活のサービス
- (2) 子育て支援 保育サービス及びこれに附帯するサービス

2 サービスの提供は、前条第1項に規定する対象家庭等に対し、その生活を支援する者（以下「家庭生活支援員」という。）を派遣して行うものとする。

(サービス期間)

第6条 サービスの提供期間は、ひとり親家庭等1世帯当たり1年度につき10日を上限とし、現に日常生活等に支障が生じている状況を勘案して、必要な範囲内で市長が決定する。ただし、1日につき1回、かつ、1月につき5日までを標準とする。

2 家庭生活支援員の派遣1回当たりの単位は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところとする。

- (1) 生活援助 1時間又は2時間

(2) 子育て支援 2時間

(実施場所)

第7条 事業の実施場所は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 生活援助 対象家庭等の居宅

(2) 子育て支援 次に掲げる場所

ア 受託事業者の保育室等

イ アに掲げるもののほか、市長が認めた場所

(家庭生活支援員の選定等)

第8条 市長は、次の各号に掲げる要件を備えている者のうちから家庭生活支援員を選定するものとする。

(1) 生活援助 次のいずれかに該当する者

ア 介護職員初任者研修を修了した者

イ 訪問介護員養成研修又は介護職員基礎研修を修了した者

ウ 生活援助に関わる職務経験として相当と認められる支援事業又は介護事業所、家事代行サービス事業所等で1年以上の経験を有する者

(2) 子育て支援 次のいずれかに該当する者

ア 保育士の資格を有する者

イ ひとり親家庭等日常生活支援事業の円滑な運営について（平成26年9月30日雇児福発0930第6号厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課長通知）別紙1の基準による一定の研修と同等の研修を修了した者

ウ 子育て支援に関わる職務経験として相当と認められる子育て支援事業又は施設で1年以上の経験を有する者

(家庭生活支援員の登録)

第9条 市長は、家庭生活支援員の氏名、連絡先、提供可能なサービス等事業の実施に必要な情報を記載した登録名簿を作成するものとする。

2 市長は、家庭生活支援員を選定した場合又は登録されている内容に変更があった場合は、速やかに登録又は登録内容の変更を行わなければならない。

3 家庭生活支援員は、登録名簿の内容に変更があった場合は、変更内容について、速やかに市長に報告するものとする。

(利用申請書等)

第10条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、日常生活支援事業利用申請書（第1号様式）によるものとする。

2 サービスの提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、前項に規定する申請書を市長に提出しなければならない。

3 申請者は、前項に規定する提出を行う場合は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、公簿等により確認することができるときは、同号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 世帯全員の住民票の写しの原本

(2) 児童扶養手当認定通知書、児童扶養手当証書、医療費助成条例（昭和47年横須賀市条例第21号）第2条第1項第5号の規定により医療費の助成を受けることが

できることを証する書類の写し又は申請者及び申請者の扶養している児童等の戸籍全部事項証明書。この場合において、申請者が外国人であるときは、戸籍全部事項証明書は、独身証明書その他ひとり親である事実を明らかにすることができる書類をもって代えることができる。

(3) 第2条第4号に規定する家庭にあつては、離婚を前提に配偶者と別居している事実が確認できる書類

(サービス提供の決定及び通知)

第11条 市長は、前条第1項の申請書の提出を受けたときは、その必要性を審査し、サービスの提供の可否を決定する。

2 市長は、サービスの提供の可否を決定したときは、日常生活支援事業利用決定通知書（第2号様式）又は日常生活支援事業利用却下決定通知書（第3号様式）により、申請者に対し通知するものとする。

(費用の負担)

第12条 事業のサービスを受ける者は、家庭生活支援員が生活必需品の買い物その他のサービスを行う際に要する実費及び移動のための交通費等の実費を必要とする場合は、当該実費相当額を負担しなければならない。

2 前項に規定する実費相当額は、事業のサービスを受ける者が受託事業者に直接支払うものとする。

(その他の事項)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この事業に関し必要な事項は、こども家庭支援センター長が定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月9日から施行する。

横須賀市ひとり親家庭等日常生活支援事業 利用申請書

年 月 日

（あて先）横須賀市長

私は、横須賀市ひとり親家庭等日常生活支援事業の利用を申請します。

フリガナ			
申請者氏名			
電話番号		E-mail	
住所			
派遣内容	利用希望日時		
	派遣事由		
	サービス内容		
同居者の状況			
駐車スペース			
配慮事項 ・ 備考			

調査の同意	横須賀市が申請者の必要な事項確認のための公簿等の閲覧、世帯の状況等（児童扶養手当受給状況、ひとり親に対する医療費の助成状況、現住所及び連絡先）についての調査を行うことに（ ☐ 同意します。 ☐ 同意しません。）
-------	---

(事務处理欄)

年 月 日

様

横須賀市長

横須賀市日常生活支援事業利用申請決定通知書

先に申請のありました横須賀市日常生活支援事業利用申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

利用内容		
利用日時		
利用場所		
派遣事業者	名 称	
	電 話	
	営業時間	
年度 年間累計 利用回数		

※やむを得ない事情によりキャンセルや日程変更等がございましたら、原則派遣予定日の前日（利用日の前日が休日であった場合は、1営業日前）16時までに、下記の問い合わせ先または上記の派遣事業者にご連絡ください。

※1世帯につき、1年度あたりの利用上限日数は10日です。また、原則1日あたり1回かつ1か月あたり5日までとなります。

年 月 日

様

横須賀市長

横須賀市日常生活支援事業利用申請却下決定通知書

先に申請のありました横須賀市日常生活支援事業利用申請については、次のとおり決定しましたので通知します。

却 下 理 由	
年度 年 間 累 計 利 用 回 数	
そ の 他	

※ 1 世帯につき、1 年度あたりの利用上限日数は 10 日です。また、原則 1 日あたり 1 回かつ 1 か月あたり 5 日までとなります。